

平成 年 月 日		税務署長殿
納税地	群馬県高崎市間屋町3-10-3 間屋町センター第2ビル (電話番号 027 - 363 - 8377)	
(フリガナ) 名称 又は屋号	カブシキガイシャ エービーシー 株式会社 ABC	
(フリガナ) 代表者氏名 又は氏名		
経理担当者 氏名		

※ 税務署 処理 欄	一連番号			
	所管	要否	整理番号	
	申告年月日	平成	年	月
	申告区分	指導等	庁指定	局指定
	通信日付印	確認印	省略年月日	
	指導年月日	相談	区分1	区分2
	平成			

自 平成 22 年 1 月 1 日 課税期間分の消費税及び地方
至 平成 22 年 12 月 31 日 消費税の (確定) 申告書

中間申告 自 平成 年 月 日
の場合の
対象期間 至 平成 年 月 日

この申告書による消費税の税額の計算			十兆千百十億千百十万千百十円
課税標準額	①	47028000	03
消費税額	②	1881120	06
控除過大調整税額	③	0	07
控除税額	④	649538	08
返還等対価に係る税額	⑤	0	09
賞倒れに係る税額	⑥	0	10
控除税額小計 (4+5+6)	⑦	649538	
控除不足還付税額 (7-2-3)	⑧	0	13
差引税額 (2+3-7)	⑨	1231500	15
中間納付税額	⑩	000	16
納付税額 (9-10)	⑪	1231500	17
中間納付還付税額 (10-9)	⑫	000	18
この申告書が修正申告である場合	⑬	0	19
差引納付税額	⑭	000	20
課税売上 割合	⑮	47028729	21
課税資産の譲渡等の対価の額	⑯	47628729	22
この申告書による地方消費税の税額の計算			
地方消費税の課税標準となる消費税額	⑰	0	51
差引税額	⑱	1231500	52
還付額 (17×25%)	⑲	0	53
譲渡割納税額 (18×25%)	⑳	307800	54
中間納付譲渡割額	㉑	000	55
納付譲渡割額 (20-21)	㉒	307800	56
中間納付還付譲渡割額 (21-20)	㉓	000	57
この申告書が修正申告である場合	㉔	0	58
差引納付譲渡割額	㉕	000	59
消費税及び地方消費税の合計 (納付又は還付) 税額	㉖	1539300	60

付記事項	割賦基準の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="radio"/>	無	31
	延払基準等の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="radio"/>	無	32
	工事進行基準の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="radio"/>	無	33
	現金主義会計の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="radio"/>	無	34
	課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="radio"/>	無	35
参考事項	控除税額の計算方法	課税売上割合	95%未満	<input type="checkbox"/>	個別対応方式	41
		95%以上	<input type="checkbox"/>	一括方式		
		<input type="radio"/>	全額控除			
①・②の内訳	課税標準額	4%分	47,028 千円			
		3%分	0 千円			
	消費税額	4%分	1,881,120 円			
		3%分	0 円			
基準期間の課税売上高	0 円					
還付を受ける金融機関等	銀行	預金	口座番号	本店・支店 出張所・支所		
	ゆうちょ銀行の貯金記号番号	-				
	郵便局名等					
	※税務署整理欄					
税理士署名押印	(電話番号 - -)					
<input type="checkbox"/>	税理士法第30条の書面提出有					
<input type="checkbox"/>	税理士法第33条の2の書面提出有					

26 = (11+22) - (8+12+19+23) ・修正申告の場合26=14+25
26が還付税額となる場合はマイナス「-」を付けてください。